

国土交通省河川局河川計画課

今後の治水対策のあり方に関する有識者会議事務局 様

今後の治水対策のあり方について
中間とりまとめ(案)についての意見

- ① 氏名：サンルダム建設を考える集い 代表 渋谷静男
担当 宮田 修
- ② 住所：北海道
- ③ 電話：01655-4-3486(FAX も同じ) 宮田

内容についての意見

1. 2 治水目標と河川整備の進め方

これまでの経過と問題点

- ① 天塩川水系河川整備計画は 2007 年 10 月に 20 回に及ぶ「天塩川流域委員会」が開催され、開発局の作った原案を開発局が選任した委員が審議し、案として北海道知事に提出。一部北海道知事の意見付で開発局が自ら策定している。自作自演できることが大きな問題となった。
- ② 自作自演のため、流域委員会の委員は委員長に元北海道開発局旭川開発建設部管理職で当時北海道大学助教授が座長として務め、その他治水の専門学者は開発局の御用学者であった。その他の委員も開発局と関係の深い委員が多く、雑誌等で大きな批判を浴びた。開発局は独裁的であり、このような手法は民主的ではない。
- ③ その後、魚類の委員会が組織され「サクラマス資源の保全について」審議しているが、またしても、開発局が選任した開発局と関係の深い委員がほとんどを占めた。参議院からの質問趣意書が提出され、この件について説明を求められている。
開発局による選任のあり方、委員と開発局の関係など雑誌などで再度強烈な批判を受けた。独裁的で「ダムを造ること」を優先する手法の改善が必要。
- ④ 北海道開発局や流域委員会、魚類委員会は住民団体との話し合いを一貫して拒否した。流域委員会公聴会は意見を聞くだけ、意見内容につて委員からの質問も審議もされなかった。国の行政がすべきことではない。開発局への強い指導または、組織の大きな改変が必要だ。
- ⑤ 住民や住民団体、国会からの質問趣意書を通じた情報の開示請求に対する対応はほとんどまともに回答がない。開発局・国交省への不信の改善が必要。住民や住民団体を愚弄する開発局はいらない。この反省ができない組織は解体するしかない。

- ⑥ サンプルダムの建設目的が住民の指摘で次々と変わった。「ダムを造りたい」ためだけの開発局が生き延びることが不思議。第三者によるチェック機関が必要。

第一章 今後の治水対策の方向性

1. 1 財政逼迫等の社会情勢の変化

- ① 天塩川水系河川整備計画は2007年10月策定されている。整備計画の根幹は、「戦後最大の洪水流量により想定される被害の軽減を図ること」です。これは現実にあった被害であり、その手当てを優先して対策することが求められます。これが住民に喜ばれる、分かりやすい治水事業で安上がりになる。
- ② しかし、その手当てを放置し、開発局の数々の過大水害想定手法(過大目標流量の設定、既存最大の雨量の引き伸ばし、流下能力不足の過小評価と堤防余裕高に、ありえない机上の破堤。費用対効果での無謀な破堤手法と過大な被害額の算出など)は現実逃避で「先ずダムありき」のため利用される。これが大きな問題。
- ③ 放置され続ける外水氾濫を起こす多数の無堤地帯への築堤や、流下能力向上のため一部河川の掘削。未利用地や旧川を利用した遊水地の設置。広大な内水氾濫常習地区への排水機場設置など「過大想定の世界から現実の世界」への方向転換が求められます。
- ④ 「今後の治水対策の方向性」を正しく導くには、国交省・北海道開発局などの「これまでの治水事業の進め方」について大きな「反省」を国民に示すことが第一の条件になります。国交大臣がなぜ治水事業の方向を変えようとしているのかを理解し、自ら方向転換した態度を早く国民に示すべきです。

1. 5 既設の施設の有効活用と機能の向上

- ① ダムには耐用年数があり、将来撤去しなければならない。その費用も費用対効果に当然含まれるべきもの。また、堆砂での除去費用、維持管理費も含め総合的にダム建設について判断すべきと思います。
- ② ダム建設による環境への影響は、ダムがあり続ける限り負荷を与えます。環境への視点が「河川法」に加えられたことは、この影響を金額として出す手法を確立し、費用対効果算出の根拠とならなければいけません。早急に具体化し、新たな視点も加え費用対効果を再計算すべきです。

2. 2 検証に当たっての基本的な考え方

3. 2 検討主体

- ① ダム案を含む複数の治水対策の立案は、北海道開発局がすべきではない。「開発局のすべきことは第一にこれまでの反省」である。これもなく、開発局が主体となる「新たな治水対策の立案」の結果は「ダムありき」で、明白である。北海道開発局による、開発局のための検討は絶対に避けていただきたい。
- ② これまで現地確認や被害住民からの聞き取りをし、具体的・科学的に分析した代案をきちんと提出してきた市民団体、学識経験者、現実的被害のある流域住民などが第三者機関を担い、具体的に現場それぞれに則した提案をする。北海道開発局の役割は、求めることに答え、または調べ具体的に報告するだけに留める。検証にあたる第三者機関はこのようなものでなければいけない。「川は国民のもの、国は管理を任されているだけ」なのです。
- ③ 検討主体となる河川管理者が「何を提案するか」ではなく、住民が「具体的事例に基づき、何を求め続けてきたのか」を優先させる手法に変える。

3. 4 情報公開、意見聴取等の進め方

- ① 「検証の際には関係自治体で構成する『検討の場』を設置、学識経験者や住民らの意見を聞く」とある。しかし、関係自治体は「天塩川治水促進既成会」を組織し、サンルダム建設推進を決議している。ここが検証しても結果は明白。また、地元自治体でさえこのダムとは関係のない水害事例を次々と挙げ「だからダムが必要」と新聞・雑誌取材で答えている。当初地元議会と町理事者がサンルダム建設を繰り返し陳情したのは「地域振興のため」であり、下流水害のためではなかった。したがって、「関係自治体で構成する「検討の場」は正常に機能しない。ダム推進の結論だけとなる。未だにダム建設地下流市町村から「わが町の水害がサンルダムで救われるので、協力してもらいたい」と言われたことがない。
- ② 「検討の場」を設けるより以前に、これまで一貫して住民や団体との「話し合い」を拒否し続けてきた開発局との「話し合い・意見交換会の場」の設置を実現し、弁護士組織などが入った第三者機関が立会う。その後第三者機関が中心となり新たな「検討の場」をつくる。開発局の強引な手法をくい止め、民主的にすすめることが一番大切。
- ③ 第三者機関の組織は「住民らの意見を聞く」とあるが、このことは河川法の改正があつてのこと。しかし、これまで「聞き置くだけ」で正しく機能しなかった。公平かつ民主的な運営の組織ができるのか疑問である。

第5章 複数の治水対策案の立案

(8) 河道内樹木の伐採

- ① 河道内の樹木の伐採は、・・・流下能力を向上させる方策である。としている。しかし、河道内樹木の代表であるヤナギをこの理由で単純に伐採するのは、河川環境の保全とともに、大きな問題がある。ヤナギは増水時、流失しやすいジャリ及び土砂を無数のヒゲ根でしっかりと包み込み押さえる。また幼木は流速を適度に抑え下流河岸侵食に効果的に働く。老木や成木は根元から伐採するのではなく、地上 50cm 位で伐採し生かす。その後若い枝が伸び流速を抑え、土砂流失を防ぐ。これまでの河川管理者はこのような視点に欠けていた。

総 評

このように、河川管理者が行ってきた治水事業は「いかにも正当なもの」と強調しているが、実は机上で行える過大な想定によるものが主軸となり費用も膨大化する。しかもこの想定は現実的ではなく、住民には大変に分かりにくい。この手法が生き続ける限り河川管理者である北海道開発局は安泰なのだ。

水害にはそれぞれ原因があって、対策も一様ではない。このような過大想定による治水が、国家財政を圧迫し信頼できない北海道開発局を維持し、住民意識と乖離してきた。

今後のあるべき国が管理する河川における治水事業は、過去の水害をきちんと調べ、その原因と対策について住民とともに考え、同意を得ながら実施すべきものである。これは「想定の世界ではなく、現実の世界」である。

現にサンルダム建設予定地下流名寄川には右岸無堤地帯が4箇所存在し、サンルダムができて外水氾濫が起こる。今回の整備計画でも築堤の予定は無い。また、音威子府村箴島の広大な内水氾濫に対する排水機場設置は常襲地帯にもかかわらず、参議院からの質問趣意書を通じた質問と要請にもかかわらず、設置しない。

このような箇所は今後の開発局による治水事業を維持するため、過大な事業を想定するための材料(理由)に使われるのではないか。放置することにより、住民は落胆し、開発局は生き残りの材料を温存することになる。現在明らかに治水上問題のこれらの箇所などが真っ先に手当てされるべきであり、ダム建設よりも優先されなければ日本の治水は底に落ちる。被害実績と原因の調査、被害住民との原因の確認と対策についてのインフォームドコンセントが必要であり、これこそ今必要な治水事業の基本である。